

お知らせ

家計調査にご協力ください

国民生活における家計収支の実態を把握し、その結果を経済・社会政策の立案の基礎資料とするため、家計調査を行います。

調査期間

- ・2人以上世帯…6カ月間
- ・単身世帯…3カ月間

内 日々の収入や支出など

対 前橋市、安中市、みどり市の調査区のうち、総務大臣が指定した調査区から無作為に抽出した世帯

調査方法 調査員が訪問し、調査を依頼します。回答方法は、調査員の回収またはインターネット回答のいずれかを選択できます

他 回答内容は、統計作成以外の目的で使用することはありません

問 県庁統計課(☎027-226-2406)

マイナポイントがもらえます

マイナンバーカードはさまざまな場面で使えて、今後もさらに用途が広がっていきます。マイナポイント第2弾事業の申し込み期限は9月末までです。まだ申し込んでいない人は早めに申し込んでください。

マイナポイント第2弾

- ・マイナンバーカードの新規取得…最大5千円相当のポイント
- ・健康保険証としての利用登録…7,500円相当のポイント
- ・公金受取口座の登録…7,500円

相当のポイント

※ポイントの申し込みをするためのマイナンバーカードの申請期限は2月末で終了しています

他 申し込み方法など詳しくは、総務省ホームページをご覧ください

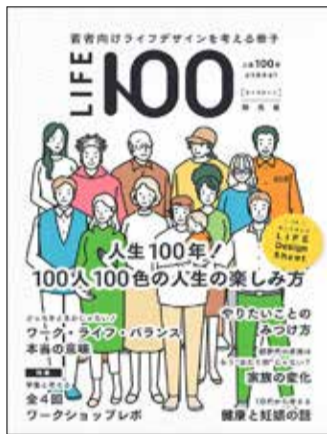
問 マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)、県庁業務プロセス改革課(☎027-226-2339)

若者向けライフデザインデジタル冊子「LIFE100」をご活用ください

若者がキャリアや家族形成など、人生100年時代を考える際に役立つデジタル冊子を作成しました。「自分の人生の歩み」について考えてみませんか。

他 詳しくはHPをご覧ください

問 県庁生活子ども課(☎027-897-2725)



太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援します

エネルギー価格高騰の影響緩和と

脱炭素化に向けた取り組みを後押しするため、太陽光発電設備や蓄電池の導入に係る経費の一部を補助します。

対象事業期間 4年4月1日(金)から6年1月31日(水)まで

※4年4月1日から5年3月28日(火)までに契約済みでも、6年1月31日までに完了するもので、他の要件を満たす場合は補助対象となります

対 県内に住宅を有する個人や事業所を有する中小企業者など

対象設備 太陽光発電設備、蓄電池補助額

【個人】

- ・太陽光発電設備…5万円/世帯
- ・蓄電池…10万円/世帯

【中小企業者など】

- ・太陽光発電設備…4万円/キロワットまたは5万円/キロワット
- ・蓄電池…6万3千円/キロワット時

受 6月30日(金)まで

他 詳しくはHPをご覧ください

問 ぐんま再エネ補助金事務局(☎050-6882-5751)



尾瀬大清水登山口で低公害車両による公共交通運行を実施します

鳩待峠入山口への一極集中の緩和や、回遊型・滞在型の利用を促進す

るため、大清水から一ノ瀬間において低公害車両による公共交通運行を実施します。

日 6月中下旬~10月中旬(予定) 午前5時(大清水発)~午後4時30分(一ノ瀬発)(予定)

所 大清水(片品村戸倉)~一ノ瀬(片品村戸倉)

料 中学生以上=700円、小学生以下=350円

※片道の乗車料金です

他 運行ダイヤなど詳しくは、HPをご覧ください

問 県庁自然環境課(☎027-226-2881)



尾瀬沼と燧ヶ岳

浄化槽エコ補助金(5年度限り)の申請はお早めに

「浄化槽エコ補助金」は、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を支援してきましたが、5年度を最後に終了となります。

家庭の生活排水は、下水道または浄化槽で処理されます。このうち単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理するため、生活排水が流れ込む川を汚しています。そのため、風呂や台所の生活排水も併せて処理さ

新型コロナウイルス関連情報

5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の「感染症法」上の分類が、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行します。ワクチン接種をはじめ、3密(密集・密接・密閉)を避けることや、十分な換気、せっけんでの手洗いなどは感染予防に有効ですので、引き続き状況に応じて実施してください。

マスクの着用は個人の判断が基本です。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう配慮をお願いします。※高齢者など重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、効果的な場面ではマスクの着用を推奨しています

5月8日から対応が変わります

医療提供体制	コロナ対応の医療機関で診療	幅広い医療機関で診療
療養	宿泊療養施設・健康観察	終了
警戒レベル 県民への要請	警戒レベルの判断および要請	廃止 (流行期には、対策を呼びかけ)

●5類移行後は、幅広い医療機関でコロナ患者を受け入れることが原則になります。

●宿泊療養施設や健康観察は終了します。発熱やせきなどコロナの症状がある患者からの受診相談を受け付けるコールセンターは、一定の期間継続します。

●警戒レベルや県民の皆さまへの要請はなくなりますが、インフルエンザと同様に流行期には感染予防対策を呼び掛けていきます。

▶**県受診相談センター** ☎0570-082-820 (24時間対応)

問 県庁感染症・がん疾病対策課 ☎027-226-3407

5年度の新型コロナワクチン接種について

5年度も、全ての人々が自己負担なしで接種を受けることができます。5月8日(月)から8月末までの間「令和5年春開始接種」として、65歳以上の人や基礎疾患を有する人、医療従事者などを対象に、オミクロン株対応2価ワクチンを使用したワクチン接種を実施します。

●5年度接種の対象となる人

時 期	区 分	対象となる人
令和5年春開始接種 (5月~8月)	65歳以上の人	○
	基礎疾患のある人	
	医療従事者・介護従事者など	
令和5年秋開始接種 (9月~12月)	上記以外	—
	5歳以上の全ての人	○

▶初回接種(1・2回目接種)がまだ済んでいない人は、まずは1・2回目接種(従来型)を受けてください。

▶65歳以上の人や基礎疾患のある人は、春開始接種と秋開始接種の1回ずつの接種をお勧めします。

●接種券や予約方法については、お住まいの市町村からの情報を確認してください。

問 県庁薬務課 ☎027-897-2956



最新情報はこちら



県ホームページ



県感染症情報 Twitter

※ここに示す情報は4月21日現在のものです。新型コロナウイルス感染症に関する情報は状況により変わることがありますので、今後も県・市町村の広報紙・ホームページやテレビ、新聞などの情報に注意してください